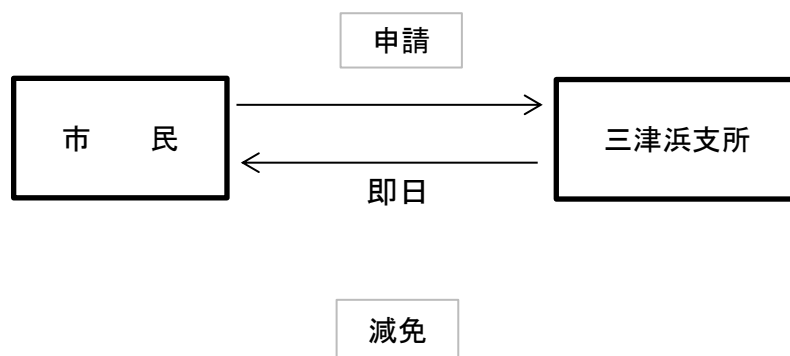


審査基準及び標準処理期間整理個表

処 分 名	会議室使用料の減免	
処 分 の 概 要	申請により、会議室の使用料の減免を行う。	
根 拠 法 令 名	松山市地域交流センター条例(平成23年条例第7号)	
条 項	第11条	
所 管 課	市民課	
経由機関での処理期間		なし
所管課での処理期間		即日
標 準 処 理 期 間		計 即日
判断基準		
松山市地域交流センター条例施行規則第10条の各号に掲げる区分に応じ定める額を減免する。		
<p>【根拠法令等】 松山市地域交流センター条例</p> <p>(使用料の減免) 第11条 市長は、公益その他特別の理由があると認めるときは、使用料を減額し、又は免除することができる。</p> <p>松山市地域交流センター条例施行規則</p> <p>(使用料の減免) 第10条 条例第11条の規定により使用料を減免することができる場合及び減免額は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 市が主催し、又は共催する事業に使用する場合 全額 (2) 公共団体が公用又は公共用に使用する場合 全額 (3) 使用者が地域活動の促進又は社会福祉のために使用する場合 全額 (4) 身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者を主たる構成員とする団体が使用する場合 半額 (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が特別の理由があると認める場合 その都度市長が定める額</p>		

※根拠法令や審査基準の内容全てを記載することができない場合は、
それらが記載された文書等の縦覧をもって代えることができる。

手続の流れ



※根拠法令や審査基準の内容全てを記載することができない場合は、
それらが記載された文書等の縦覧をもって代えることができる。